

改正案	現行
<p>（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）</p> <p>第一百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が発行する有価証券（次に掲げるものを除く。）の引受けに係る主幹事会社となること。</p> <p>（削る）</p> <p>イ 金融商品取引所において六月以上継続して上場されている株券（新設合併又は株式移転により設立された株式会社（当該新設合併により消滅した会社又は当該株式移転をした会社のすべてが株式会社であり、かつ、それらの発行していた株券が当該新設合併又は当該株式移転に伴い上場を廃止されるまで金融商品取引所において上場されていたものに限る。）のうちその発行する株券が当該新設合併又は当該株式移転に伴い金融商品取引所において上場されてから継続して上場されており、かつ、</p>	<p>（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）</p> <p>第一百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が発行する有価証券（次に掲げるものを除く。）の引受けに係る主幹事会社となること。</p> <p>イ 指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。）による格付が付与されているもの</p> <p>ロ 金融商品取引所において六月以上継続して上場されている株券（新設合併又は株式移転により設立された株式会社（当該新設合併により消滅した会社又は当該株式移転をした会社のすべてが株式会社であり、かつ、それらの発行していた株券が当該新設合併又は当該株式移転に伴い上場を廃止されるまで金融商品取引所において上場されていたものに限る。）のうちその発行する株券が当該新設合併又は当該株式移転に伴い金融商品取引所において上場されてから継続して上場されており、かつ、</p>

上場されている期間が六月に満たないものであって、当該上場されている期間と、当該新設合併又は当該株式移転に伴い上場を廃止された株券がその上場を廃止されるまで金融商品取引所において継続して上場されていた期間のうち最も短いものとを合算した期間が六月以上であるものを含む。）であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの

(1) 上場日（金融商品取引所に上場されている株券に該当することとなった日をいう。イにおいて同じ。）が発行日（当該有価証券の引受けに係る有価証券が発行される日をいう。イ及びハ(3)において同じ。）の三年六月前の日以前の日である場合において、当該親法人等又は子法人等の発行済株券について、当該発行日前六月のいずれかの日（イ及びハにおいて「算定基準日」という。）以前三年間の取引所金融商品市場における売買金額（イにおいて単に「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、当該算定基準日、当該算定基準日の属する年（イにおいて「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（取引所金融商品市場における時価総額をいう。イにおいて同じ。）の合計を三で除した額が百億円以上であること。

(2) 上場日が発行日の三年六月前の日後の日であって二年六月前の日以前の日である場合において、当該親法人等又は子法

上場されている期間が六月に満たないものであって、当該上場されている期間と、当該新設合併又は当該株式移転に伴い上場を廃止された株券がその上場を廃止されるまで金融商品取引所において継続して上場されていた期間のうち最も短いものとを合算した期間が六月以上であるものを含む。）であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（イに掲げるものに該当するものを除く。）

(1) 上場日（金融商品取引所に上場されている株券に該当することとなった日をいう。ロにおいて同じ。）が発行日（当該有価証券の引受けに係る株券が発行される日をいう。ロにおいて同じ。）の三年六月前の日以前の日である場合において、当該親法人等又は子法人等の発行済株券について、当該発行日前六月のいずれかの日（ロにおいて「算定基準日」という。）以前三年間の取引所金融商品市場における売買金額（ロにおいて単に「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、当該算定基準日、当該算定基準日の属する年（ロにおいて「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（取引所金融商品市場における時価総額をいう。ロにおいて同じ。）の合計を三で除した額が百億円以上であること。

(2) 上場日が発行日の三年六月前の日後の日であって二年六月前の日以前の日である場合において、当該親法人等又は子法

人等の発行済株券について、算定基準日以前二年間の売買金額の合計を二で除して得た額が百億円以上であり、かつ、当該算定基準日及び算定基準年の前年の応当日における時価総額の合計を二で除した額が百億円以上であること。

(3) 上場日が発行日の二年六月前の日後の日である場合において、当該親法人等又は子法人等の発行済株券について、算定基準日以前一年間の売買金額が百億円以上であり、かつ、当該算定基準日における時価総額が百億円以上であること。

ロ 新株予約権証券であつて、新株予約権の行使により取得され、又は引き受けられることとなる株券がイに該当するもの

ハ 新株予約権付社債券（新株予約権の行使により取得され、又は引き受けられることとなる株券がイに該当するものに限る。

）又は社債券（新株予約権付社債券を除く。ハにおいて同じ。

）であつて、その発行者が次に掲げる要件のすべてを満たすも

の

(1) 当該発行者が本邦においてその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類（法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。ハにおいて同じ。）を提出することにより発行し、又は交付された社債券（金融商品取引所において六月以上継続して上場されていたもの又は認可金融商品取引業協会によつて六月以上継続的に売買の価格若しくは気配相場の価格が公表されていたものに限る。ハにおいて同じ。）について、算定基準日以前一年間の取引所

人等の発行済株券について、算定基準日以前二年間の売買金額の合計を二で除して得た額が百億円以上であり、かつ、当該算定基準日及び算定基準年の前年の応当日における時価総額の合計を二で除した額が百億円以上であること。

(3) 上場日が発行日の二年六月前の日後の日である場合において、当該親法人等又は子法人等の発行済株券について、算定基準日以前一年間の売買金額が百億円以上であり、かつ、当該算定基準日における時価総額が百億円以上であること。

（新設）

（新設）

金融商品市場における売買高の総額が百億円以上であること
又は認可金融商品取引業協会によつて算定基準日以前一年間
の売買高の総額が百億円以上であることが公表されているこ
と。

(2) 当該発行者が本邦においてその募集又は売出しに係る有価
証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行
し、又は交付された社債券の算定基準日における券面総額又
は振替社債（社債、株式等の振替に関する法律第六十六条に
規定する振替社債をいう。(3)において同じ。）の総額が二百
五十億円以上であること。

(3) 当該発行者が本邦において発行日以前五年間にその募集又
は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出
することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又
は振替社債の総額が百億円以上であること。

二 株券等（株券、新株予約権証券又は社債券をいう。）であつ
て、次に掲げる要件のすべてを満たす金融商品取引業者が引受
幹事会社（第四百四十七条第三号に規定する引受幹事会社をい
う。）としてその引受けに係る発行価格（新株予約権証券にあつ
ては新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約
権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価
格を、新株予約権付社債券にあつては利率、新株予約権の発行
価格、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予
約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行

ハ 株券であつて、次に掲げる要件のすべてを満たす金融商品取
引業者が引受幹事会社（第四百四十七条第三号に規定する引受幹
事会社をいう。）としてその引受けに係る発行価格の決定に適
切に関与しているもの（イ又はロに該当するものを除く。）

価格を、社債券（新株予約権付社債券を除く。）にあつては利率を含む。）の決定に適切に関与しているもの（イからハまでに該当するものを除く。）

- (1) 法第二十八条第一項第三号イに掲げる行為に係る業務を行うことについて法第二十九条の登録を受けていること。
- (2) 有価証券の引受けに係る業務に関する十分な経験を有すること。
- (3) 主幹事会社又は当該株券等の発行者（ニにおいて「主幹事会社等」という。）の親法人等又は子法人等でないこと。
- (4) 主幹事会社等又はその親法人等若しくは子法人等の総株主等の議決権の百分の五以上の数の対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第四項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。）(5)において同じ。）を保有していないこと。
- (5) その総株主等の議決権の百分の五以上の数の対象議決権を主幹事会社等又はその親法人等若しくは子法人等が保有していないこと。
- (6) 次に掲げる者が、主幹事会社等の取締役及び執行役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。ニにおいて同じ。）並びにその代表権を有する取締役及び執行役の過半数を占めていないこと。
 - (i) その役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。(6)において同じ。）及び主要株主（第九十

- (1) 法第二十八条第一項第三号イに掲げる行為に係る業務を行うことについて法第二十九条の登録を受けていること。
- (2) 有価証券の引受けに係る業務に関する十分な経験を有すること。

- (3) 主幹事会社又は当該株券の発行者（以下ハにおいて「主幹事会社等」という。）の親法人等又は子法人等でないこと。
- (4) 主幹事会社等又はその親法人等若しくは子法人等の総株主等の議決権の百分の五以上の数の対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第四項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。）以下ハにおいて同じ。）を保有していないこと。
- (5) その総株主等の議決権の百分の五以上の数の対象議決権を主幹事会社等又はその親法人等若しくは子法人等が保有していないこと。
- (6) 次に掲げる者が、主幹事会社等の取締役及び執行役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。以下ハにおいて同じ。）並びにその代表権を有する取締役及び執行役の過半数を占めていないこと。
 - (i) その役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下ハにおいて同じ。）及び主要株主（第

一条第一項第二号に規定する主要株主をいう。

(ii) (i)に掲げる者の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。）

(iii) 自己並びに(i)及び(ii)に掲げる者が、他の会社等（令第十条の十六第三項に規定する会社等をいう。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の会社等及びその役員

(iv) その役員であつた者（役員でなくなった日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人

(7) その取締役及び執行役並びにその代表権を有する取締役及び執行役の過半数を主幹事会社等についての(6)(i)から(iv)までに掲げる者が占めていないこと。

五〇十四 (略)

二〇四 (略)

九十一条第一項第二号に規定する主要株主をいう。

(ii) (i)に掲げる者の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。）

(iii) 自己並びに(i)及び(ii)に掲げる者が、他の会社等（令第十条の十六第三項に規定する会社等をいう。以下ハにおいて同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の会社等及びその役員

(iv) その役員であつた者（役員でなくなった日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人

(7) その取締役及び執行役並びにその代表権を有する取締役及び執行役の過半数を主幹事会社等についての(6)(i)から(iv)までに掲げる者が占めていないこと。

五〇十四 (略)

二〇四 (略)